

成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可審判事件

【申立費用】

- 収入印紙 800円

※1通の申立書で複数の事項について許可を求める場合も800円

- 郵便切手 84円

【添付資料】

- 申立事情説明書（定型書式）

- 成年被後見人の死亡の記載のある「死亡診断書写し」又は「戸籍謄本」

○成年被後見人が入所施設等に残置していた動産その他の物の寄託契約を締結する場合
→寄託契約書（案）

○債務弁済のための預貯金の払戻しの場合
→預貯金通帳（表紙及びその時点での残高が記載された頁）の写し及び債務の存在を裏付ける資料（費用明細や請求書の写し等）

○成年被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結及び電気・ガス・水道の供給契約の解約については、原則、疎明資料不要です。

※1 成年被後見人が火葬（埋葬）を行い、成年被後見人の預貯金口座から払戻しを受けてその費用を弁済する場合は、火葬（埋葬）の許可とともに、預貯金の払戻しについての許可も必要となります（許可申立書は、各別に作成する必要はなく、まとめて1通で提出してもかまいません。）。

※2 成年被後見人の預貯金口座から現金を引き出すことなく、振込の方法により債務を弁済する場合も、許可を得る必要があります。

○このほか、申立後に、追加書類の提出をお願いすることがあります。